（別紙）

地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業　概要

【補助事業者】

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１１３条若しくは法第１７２条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

【補助対象事業】

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、（１）ア～オの事業を行おうとする場合には、（１）（３）に掲げるもののうち６つ以上を選択するものとする。

（１）史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業

ア　史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）

イ　史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

ウ　史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置

エ　史跡等の野外観察等のための施設の設置

オ　史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置

カ　ア～オで設置した施設等の改修

キ　史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置・改修、管理運営施設の設置・改修

ク　史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備

ケ　史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震等対策

コ　史跡等の公開活用上必要と認められる地形等について行う土砂災害の防止等の措置

（２）埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行なうために必要な設備整備に係る事業

ア　埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備

イ　埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設（以下「埋蔵文化財展示施設」という。）の展示設備整備

（３）史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業

ア　史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置

イ　史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業

ウ　史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業

エ　史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等

オ　史跡等及び埋蔵文化財を理解するために必要な屋内模型等の製作

【補助金の額】

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の５０％とする。

①　当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあたっては、補助対象経費の８０％とする。

②　当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条及び第２１条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条及び第２１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値）が１．００を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。